地方消費税の引き上げ分に係る地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる経費

地方消費税交付金 716,000千円のうち

（歳入）　・地方消費税交付金(社会保障財源化分）　393,800 千円

（歳出）　・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費　6,568,674 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】　（単位:千円）

款	項	目	事業費	財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
3.民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費	258,582	26,873	4,000	84,274		143,435
		3.老人福祉費	679,890	3,017		27,886	141,829	507,158
		4.社会福祉施設費	29,349			1,110		28,239
		5.人権・同和対策費	8,450	557				7,893
		6.重度障がい者医療対策費	82,128	34,752		12,000		35,376
		7.障害者対策費	1,232,224	896,231		31,375	66,571	238,047
		8.介護保険対策費	487,597			24,399	101,227	361,971
		9.地域支援事業費	147,337			131,611		15,726
	2.児童福祉費	1.児童福祉総務費	67,213	18,696		2		48,515
		2.児童措置費	797,294	632,468				164,826
		3.子ども医療対策費	149,536	50,919		54,440		44,177
		4.ひとり親家庭等医療対策費	25,494	11,720		1,912		11,862
		5.民間保育所費	681,709	472,796		38,395		170,518
		6.一般保育所費	456,920			71,757	84,173	300,990
		7.広域保育所費	21,780	14,837		2,430		4,513
		9.放課後児童対策費	110,655	73,331				37,324
		10.地域子育て支援費	30,629	21,491		2		9,136
	3.生活保護等対策費	1.生活保護等総務費	76,353	18,495				57,858
		2.扶助費	832,493	637,476				195,017
4.衛生費	1.保健衛生費	1.保健衛生総務費	207,052	30,327		20,005		156,720
		2.予防費	119,814	4,437		825		114,552
		3.健康増進対策費	63,647	6,341		6,200		51,106
		6.食育対策費	2,528			14		2,514
合　　計			6,568,674	2,954,764	4,000	508,637	393,800	2,707,473

※ 本表は、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」(平成26年1月24日付総税都第2号)に基づき
作成するものであり、消費費税引上げ分について、社会保障政策に要する経費へ充当していることを明示するものである。